

松江市原子力発電所 環境安全対策協議会

からの お知らせ

No.42

令和6年1月1日

発行：松江市防災部原子力安全対策課
電話：55-5616 FAX：55-5617

本市は、原子力発電の安全対策の推進と市民の皆さんのご意見を市の原子力行政に反映させることを目的に、松江市原子力発電所環境安全対策協議会を設置しています。令和5年9月28日（木）に開催した協議会の内容をお知らせします。



議題1：島根原子力発電所1号機 廃止措置計画の変更について

島根原発1号機の廃止措置計画については、全体計画および第1段階の具体的な事項について、中国電力との安全協定に基づき平成29年7月10日に廃止措置計画の事前了解を行っています。

第2段階以降の具体的な事項については、事前に原子力規制委員会から計画の変更認可を受けることになっており、安全協定上、申請前に市の事前了解が必要となっています。

令和5年8月8日に、中国電力から廃止措置計画の第2段階を行うための変更認可申請について事前了解の申し入れがあり、その変更内容について今回の協議会において中国電力から説明を受けました。

廃止措置計画の変更内容

変更点①：第2段階で行う作業（放射線管理区域内の設備の解体撤去など）方法などの具体的な内容を策定

変更点②：第2段階を延長（2029年度から2035年度）

変更点③：「汚染状況の調査」の期間変更（第1段階までを第2段階までに変更）

変更点④：第4段階を短縮（8年間から6年間）

協議会での主な意見、質問などの内容

委員：第2段階を6年延ばすということは、再処理施設の稼働が遅れていることが一番の原因と伺ったが、来年上期と言われているこの施設が本当に計画通りに動くのか心配している。

中国電力：再処理施設は、これまでも竣工時期の遅れを繰り返している事実はあるが、現在は、新規基準の審査への対応を行っており、審査も進んでいる。当社としても審査をしっかりと進めていくために人的支援も含めて支援をしている状況であり、引き続きしっかりと竣工ができるように進めてまいります。



計画の変更内容(具体図)

変更後

	廃止措置計画認可日～2022年度	2023年度～2025年度	2026年度～2043年度	2044年度～2051年度
廃止措置実施区分	解体工事準備期間 (第1段階)	原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (第2段階)	原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	建物等解体撤去期間 (第4段階)
主な作業	← 安全貯蔵	放射線管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去 燃料搬出・譲り渡し 汚染状況の調査 汚染の除去 放射線管理区域外の設備の解体撤去 放射性廃棄物の処理処分	原子炉本体の解体撤去 放射線管理区域外の設備の解体撤去	建物等の解体撤去

変更前

	廃止措置計画認可日～2021年度	2022～2029年度	2030～2037年度	2038～2045年度
廃止措置の実施区分	解体工事準備期間 (第1段階)	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間(第2段階)	原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	建物等解体撤去期間 (第4段階)
主な作業	← 安全貯蔵	放射線管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去 燃料搬出・譲り渡し 汚染状況の調査	原子炉本体の解体撤去 放射線管理区域外の設備の解体撤去	建物等の解体撤去

出典:安全対策協議会資料1(中国電力資料)※一部加工

中国電力への事前了解の回答および関係省庁への要請活動

島根原発1号機の廃止措置計画変更認可申請の事前了解の申し入れについて、松江市では、安全対策協議会や市議会での意見を踏まえ、廃止措置計画の変更を了解することとしました。

中国電力への回答並びに原子力規制委員会および経済産業省への要請についての詳細は、市ホームページをご覧ください。

市ホームページは
こちら↓



中国電力への回答

事前了解までの主な経過

※日付はすべて令和5年

中国電力から事前了解申し入れ(8月8日)

市議会島根原子力発電対策特別委員会(8月29日)

市議会全員協議会(9月5日)

市原子力発電所環境安全対策協議会(9月28日)

市議会全員協議会(10月2日)

安全協定に基づく事前了解(10月6日)

経済産業省・原子力規制委員会への要請(10月10日)

《協議会議事録の閲覧先など》

松江市原子力発電所環境安全対策協議会の議事録や広域避難計画など、市の原子力に関する取り組みは、松江市ホームページにて掲載しています。

市ホームページはこちら➡

